

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程を次のとおり改正する。

| 現行  | 改正   | 備考 |
|---|--|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程<br/>[平成 16 年 4 月制定]</p> <p>(会議)<br/>第 5 条 (略)<br/>2 (略)<br/>(新設)</p> <p>(部会)<br/>第 7 条 (略)<br/>2 <u>第 5 条の規定は、部会にこれを準用する。</u></p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、研究部会については別表 1 のとおりとし、その他の部会は互選により選出する。<br/>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び事務担当は、別表 1 のとおりとする。</p> <p>(全学委員会)<br/>第 8 条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 部会に置かれる全学委員会は、別表 2 のとおりとする。<br/>4・5 (略)</p> | <p>国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程<br/>[平成 16 年 4 月制定]</p> <p>(会議)<br/>第 5 条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 <u>委員会において第 3 条第 1 項第 2 号に規定する各部会長が指名する教育研究評議員を兼ねる部会委員が出席できない場合は、代理の出席を認めることとし、該当する委員、代理者及び部会は別表 1 のとおりとする。</u></p> <p>(部会)<br/>第 7 条 (略)<br/>2 <u>第 5 条の規定は、部会にこれを準用する。この場合において同条第 3 項中「委員会において第 3 条第 1 項第 2 号に規定する各部会長が指名する教育研究評議員を兼ねる部会委員」とあるのは「別表 1 の右欄に掲げる部会において、同表の左欄に掲げる委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、研究部会については別表 2 のとおりとし、その他の部会は互選により選出する。<br/>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び事務担当は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>(全学委員会)<br/>第 8 条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 部会に置かれる全学委員会は、別表 3 のとおりとする。<br/>4・5 (略)</p> |    |

(新設)

別表 1(第 5 条第 3 項及び第 7 条第 2 項関係)

| 委員                                | 代理者                     | 部会名                                  |
|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 教育研究評議員を兼ねる<br>農学研究院副院長           | 教育研究評議員を兼ねる<br>農学府副府長   | 国際交流・広報・社会<br>貢献部会<br>業務運営部会         |
| 教育研究評議員を兼ねる<br>工学研究院副院長           | 教育研究評議員を兼ねる<br>工学府副府長   | 国際交流・広報・社会<br>貢献部会<br>業務運営部会         |
| 教育研究評議員を兼ねる<br>工学府副府長             | 教育研究評議員を兼ねる<br>工学研究院副院長 | 国際交流・広報・社会<br>貢献部会<br>業務運営部会         |
| 教育研究評議員を兼ねる<br>農学府副府長             | 教育研究評議員を兼ねる<br>農学研究院副院長 | 国際交流・広報・社会<br>貢献部会<br>業務運営部会         |
| 教育研究評議員を兼ねる<br>生物システム応用科学府<br>副府長 | 生物システム応用科学府<br>長        | 教育部会<br>国際交流・広報・社会<br>貢献部会<br>業務運営部会 |

別表 1(第 7 条第 4 項関係)

| 部会名 | 委員構成   | 所掌事項                                     | 事務<br>担当      |
|-----|--|--|---------------|
| 教育  | ◎教育担当副学長<br>大学教育センター長<br>・教育研究評議員を兼ねる工学府<br>副府長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる農学府<br>副府長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる生物シ<br>ステム応用科学府副府長<br>・連合農学研究科から選出された<br>本学の教員 1人<br>・入学試験委員会及び教育・学生<br>生活委員会の副委員長 各 1人 | 教育に関する第 2 条各号<br>の事項に係る原案の作成<br>その他必要な事項 | 教育<br>企画<br>課 |

別表 2(第 7 条第 4 項関係)

| 部会名 | 委員構成   | 所掌事項                                     | 事務<br>担当      |
|-----|--|--|---------------|
| 教育  | ◎教育担当副学長<br>大学教育センター長<br>・教育研究評議員を兼ねる工学府<br>副府長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる農学府<br>副府長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる生物シ<br>ステム応用科学府副府長<br>・連合農学研究科から選出された<br>本学の教員 1人<br>・入学試験委員会及び教育・学生<br>生活委員会の副委員長 各 1人 | 教育に関する第 2 条各号<br>の事項に係る原案の作成<br>その他必要な事項 | 教育<br>企画<br>課 |

|              |   |  |       |              |   |  |       |
|--------------|---|--|-------|--------------|---|--|-------|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育センター運営委員会から選出された者 1人</li> <li>・保健管理センター所長</li> <li>・学務部長</li> <li>・その他部会長が必要と認めた者</li> </ul>  |  |       |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育センター運営委員会から選出された者 1人</li> <li>・保健管理センター所長</li> <li>・学務部長</li> <li>・その他部会長が必要と認めた者</li> </ul>  |  |       |
| 研究           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎学術・研究担当副学長</li> <li>○工学研究院長及び農学研究院長</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人</li> <li>・産官学連携・知的財産センター長</li> <li>・学術研究支援総合センター長</li> <li>・図書館長</li> <li>・総合情報メディアセンター長</li> <li>・研究国際部長</li> <li>・その他部会長が必要と認めた者</li> <li>※研究部会の副部会長は、農学研究院長及び工学研究院長とする。</li> </ul> | 研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項           | 研究支援課 | 研究           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎学術・研究担当副学長</li> <li>○農学研究院長及び工学研究院長</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人</li> <li>・図書館長</li> <li>・産官学連携・知的財産センター長</li> <li>・総合情報メディアセンター長</li> <li>・学術研究支援総合センター長</li> <li>・研究国際部長</li> <li>・その他部会長が必要と認めた者</li> <li>※研究部会の副部会長は、農学研究院長及び工学研究院長とする。</li> </ul> | 研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項           | 研究支援課 |
| 国際交流・広報・社会貢献 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎広報・国際担当副学長</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長</li> <li>・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人</li> <li>・国際センター運営委員会から選</li> </ul>                                   | 国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項 | 国際交流課 | 国際交流・広報・社会貢献 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎広報・国際担当副学長</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</li> <li>・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長</li> <li>・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人</li> <li>・国際センター運営委員会から選</li> </ul>   | 国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項 | 国際交流課 |

|                         |  |                                  |     |                         |  |                                  |     |
|-------------------------|--|----------------------------------|-----|-------------------------|--|----------------------------------|-----|
|                         | 出された者 1人<br>・研究国際部長<br>・総務部長<br>・その他部会長が必要と認めた者  |                                  |     |                         | 出された者 1人<br>・研究国際部長<br>・総務部長<br>・その他部会長が必要と認めた者  |                                  |     |
| 業務運営                    | ◎総務・財務担当副学長<br>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人<br>・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長<br>・総務部長<br>・財務部長<br>・その他部会長が必要と認めた者 | 業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項 | 総務課 | 業務運営                    | ◎総務・財務担当副学長<br>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人<br><br>・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人<br><br>・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長<br>・総務部長<br>・財務部長<br>・その他部会長が必要と認めた者 | 業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項 | 総務課 |
| 注) ◎は部会長、○は副部会長を表す。     |  |                                  |     | 注) ◎は部会長、○は副部会長を表す。     |  |                                  |     |
| 別表2(第8条第3項関係)<br>(表は省略) |  |                                  |     | 別表3(第8条第3項関係)<br>(表は省略) |  |                                  |     |

附 則 (24 教規程第 29 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。